

令和3年度

志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書

志摩市監査委員

監 査 第 5 0 号
令 和 4 年 1 0 月 1 4 日

志摩市長 橋 爪 政 吉 様

志摩市監査委員 中 島 郁 弘

志摩市監査委員 井 上 幹 夫

令和3年度志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和3年度志摩市財産区会計の決算について志摩市監査基準に基づき審査を行った結果、次のとおりその意見を提出する。

目 次

令和3年度志摩市財産区歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の場所	1
第4 審査の方法	1
第5 審査の結果	1
第6 収支の状況	2
第7 財産の状況	9
むすび	10

凡 例

1. 文中及び表中に用いる比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。
したがって、構成比等において合計と内訳の合計比率が一致しない場合がある。
2. 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「△」・・・マイナス(－)、減少、低下
 - 「－」・・・該当数値なし、算出不能なもの
 - 「0.0%」・・・0または単位未満のもの
 - 「皆増」・・・比率の対象となる該当数字がないもの又は「0」から増加したもの
 - 「皆減」・・・比率の対象となる該当数字がなくなったもの又は減少して「0」となったもの

令和3年度志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書

審査の概要

1. 審査の対象

- (1) 令和3年度 浜島財産区会計歳入歳出決算
- (2) 令和3年度 南張財産区会計歳入歳出決算
- (3) 令和3年度 塩屋財産区会計歳入歳出決算
- (4) 令和3年度 迫子財産区会計歳入歳出決算

2. 審査の期間

令和4年7月30日 ～ 令和4年9月27日

3. 審査の場所

志摩市役所 監査委員事務局

4. 審査の方法

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるかについて関係諸帳簿証書類を審査して確認を行い、併せて関係職員から説明を聴取して実施した。

5. 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、それぞれ審査した結果、決算に関する計数は、いずれも正確であることを確認した。また、予算の執行、経理事務など財務に関する事務処理状況等は、おおむね適正に行われているものと認められた。

以下審査の結果は、次に述べるとおりである。

(1) 歳入・歳出

令和3年度の決算額は、浜島財産区が予算現額 1,364,000 円に対し、歳入決算額が 1,364,929 円、歳出決算額が 851,460 円となり、歳入歳出差引額は 513,469 円となっている。

また、南張財産区は予算現額 2,572,000 円に対し、歳入決算額が 2,571,566 円、歳出決算額が 690,631 円となり、歳入歳出差引額は 1,880,935 円となっている。

塩屋財産区は予算現額 2,285,000 円に対し、歳入決算額が 2,286,018 円、歳出決算額が 2,038,831 円となり、歳入歳出差引額は 247,187 円となっている。

迫子財産区は予算現額 1,880,000 円に対し、歳入決算額が 1,879,550 円、歳出決算額が 1,701,082 円となり、歳入歳出差引額は 178,468 円となっている。

実質収支は、4財産区ともに黒字となっている。

決算状況は「別表1」のとおりである。

別表 1

(単位:円、%)

区分 財産区	予算現額 (A)	歳入決算額 (B)	収入率 (B)/(A)	歳出決算額 (C)	執行率 (C)/(A)	歳入歳出 差引額 (B) - (C)
浜 島	1,364,000	1,364,929	100.1	851,460	62.4	513,469
南 張	2,572,000	2,571,566	100.0	690,631	26.9	1,880,935
塩 屋	2,285,000	2,286,018	100.0	2,038,831	89.2	247,187
迫 子	1,880,000	1,879,550	100.0	1,701,082	90.5	178,468

6. 収支の状況

(1) 歳入の状況

各財産区の歳入の状況は「別表2」のとおりである。

別表 2

1) 浜島財産区

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額	収入率	
						対予算	対調定
令和3年度	1,364,000	4,657,929	1,364,929	0	3,293,000	100.1	29.3
令和2年度	2,150,000	5,173,541	2,147,541	0	3,026,000	99.9	41.5
差引増減	△786,000	△515,612	△782,612	0	267,000	0.2	△12.2

款別収入済額一覧表(前年度比較)

(単位:円、%)

区 分	令和3年度		令和2年度		増減額(C) (A)-(B)	増減率 (C)/(B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
1. 財産収入	439,590	32.2	442,481	20.6	△2,891	△0.7
2. 繰越金	313,339	23.0	286,060	13.3	27,279	9.5
3. 諸収入	0	0.0	0	0.0	0	—
4. 繰入金	612,000	44.8	1,419,000	66.1	△807,000	△56.9
歳入合計	1,364,929	100.0	2,147,541	100.0	△782,612	△36.4

浜島財産区の歳入は、財産収入及び繰越金、浜島財産区財政調整基金からの繰入金となっている。

収入の状況は、予算現額 1,364,000 円に対して、収入済額は 1,364,929 円で、収入率は 100.1%となっている。また、調定額 4,657,929 円に対する収入率は 29.3%で、収入済額は 782,612 円(36.4%)減少している。これは主に、繰入金の減少によるものである。

2) 南張財産区

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	収入率	
						対予算	対調定
令和3年度	2,572,000	2,571,566	2,571,566	0	0	100.0	100.0
令和2年度	734,000	732,249	732,249	0	0	99.8	100.0
差引増減	1,838,000	1,839,317	1,839,317	0	0	0.2	0.0

款別収入済額一覧表(前年度比較)

(単位:円、%)

区 分	令和3年度		令和2年度		増減額(C) (A)-(B)	増減率 (C)/(B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
1. 財産収入	133,608	5.2	137,000	18.7	△3,392	△2.5
2. 繰越金	242,958	9.4	222,249	30.4	20,709	9.3
3. 諸収入	0	0.0	0	0.0	0	—
4. 繰入金	2,195,000	85.4	373,000	50.9	1,822,000	488.5
歳入合計	2,571,566	100.0	732,249	100.0	1,839,317	251.2

南張財産区の歳入は、財産収入及び繰越金、南張財産区財政調整基金からの繰入金となっている。

収入の状況は、予算現額 2,572,000 円に対する収入済額は 2,571,566 円で、収入率は 100.0%となっている。また、調定額 2,571,566 円に対する収入率は前年度と同じ 100.0%で、収入済額は 1,839,317 円(251.2%)増加している。これは主に、繰入金の増加によるものである。

3) 塩屋財産区

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	収入率	
						対予算	対調定
令和3年度	2,285,000	2,286,018	2,286,018	0	0	100.0	100.0
令和2年度	2,602,000	2,640,916	2,640,916	0	0	101.5	100.0
差引増減	△317,000	△354,898	△354,898	0	0	△1.5	0.0

款別収入済額一覧表(前年度比較)

(単位:円、%)

区 分	令和3年度		令和2年度		増減額(C) (A) - (B)	増減率 (C)/(B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
1. 財産収入	201,767	8.8	244,163	9.2	△42,396	△17.4
2. 繰越金	278,251	12.2	194,753	7.4	83,498	42.9
3. 諸収入	0	0.0	0	0.0	0	—
4. 繰入金	1,806,000	79.0	2,202,000	83.4	△396,000	△18.0
歳入合計	2,286,018	100.0	2,640,916	100.0	△354,898	△13.4

塩屋財産区の歳入は、財産収入及び繰越金、塩屋財産区財政調整基金からの繰入金となっている。

収入の状況は、予算現額 2,285,000 円に対する収入済額は 2,286,018 円で、収入率は 100.0%となっている。また、調定額 2,286,018 円に対する収入率は前年度と同じ 100.0%で、収入済額は 354,898 円(13.4%)減少している。これは主に、繰入金の減少によるものである。

4) 迫子財産区

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	収入率	
						対予算	対調定
令和3年度	1,880,000	1,879,550	1,879,550	0	0	100.0	100.0
令和2年度	2,637,000	2,646,381	2,646,381	0	0	100.4	100.0
差引増減	△757,000	△766,831	△766,831	0	0	△0.4	0.0

款別収入済額一覧表(前年度比較)

(単位:円、%)

区 分	令和3年度		令和2年度		増減額(C) (A)－(B)	増減率 (C)/(B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
1. 財産収入	1,104,554	58.8	1,116,449	42.2	△11,895	△1.1
2. 繰越金	157,996	8.4	1,341,932	50.7	△1,183,936	△88.2
3. 諸収入	0	0.0	0	0.0	0	—
4. 繰入金	617,000	32.8	188,000	7.1	429,000	228.2
歳入合計	1,879,550	100.0	2,646,381	100.0	△766,831	△29.0

迫子財産区の歳入は、財産収入及び繰越金、迫子財産区財政調整基金からの繰入金となっている。

収入の状況は、予算現額 1,880,000 円に対する収入済額は 1,879,550 円で、収入率は 100.0%となっている。また、調定額 1,879,550 円に対する収入率は前年度と同じ 100.0%で、収入済額は 766,831 円(29.0%)減少している。これは主に、繰入金の減少によるものである。

(2) 歳出の状況

歳出の状況は「別表3」のとおりである。

別表3

1) 浜島財産区

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
令和3年度	1,364,000	851,460	0	512,540	62.4
令和2年度	2,150,000	1,834,202	0	315,798	85.3
差引増減	△786,000	△982,742	0	196,742	△22.9

款別支出済額一覧表(前年度比較)

(単位:円、%)

区 分	令和3年度		令和2年度		増減額(C) (A) - (B)	増減率 (C)/(B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
1. 議会費	350,294	41.1	394,540	21.5	△44,246	△11.2
2. 総務費	421,166	49.5	1,110,177	60.5	△689,011	△62.1
3. 諸支出金	80,000	9.4	329,485	18.0	△249,485	△75.7
4. 予備費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	851,460	100.0	1,834,202	100.0	△982,742	△53.6

浜島財産区の主な歳出は、議会費と総務費である。

支出の状況は、予算現額 1,364,000 円に対する支出済額は 851,460 円で執行率は 62.4%となっている。また、歳出合計は前年度に比し 982,742 円(53.6%)減少している。

款別では、議会費が前年度に 44,246 円(11.2%)減少している。これは議員報酬の減少によるものである。また、総務費は、前年度に比し 689,011 円(62.1%)減少している。これは主に、財産区用地除草委託料の減少によるものである。諸支出金は前年度に比し 249,485 円(75.7%)減少している。これは主に、前年度に行われた財産区議会議員選挙に伴う一般会計繰出金の皆減によるものである。

2) 南張財産区

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
令和3年度	2,572,000	690,631	0	1,881,369	26.9
令和2年度	734,000	489,291	0	244,709	66.7
差引増減	1,838,000	201,340	0	1,636,660	△39.8

款別支出済額一覧表(前年度比較)

(単位:円、%)

区 分	令和3年度		令和2年度		増減額(C) (A) - (B)	増減率 (C)/(B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
1. 議会費	213,373	30.9	215,523	44.0	△2,150	△1.0
2. 総務費	209,028	30.3	206,768	42.3	2,260	1.1
3. 諸支出金	268,230	38.8	67,000	13.7	201,230	300.3
4. 予備費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	690,631	100.0	489,291	100.0	201,340	41.1

南張財産区の主な歳出は、議会費と総務費である。

支出の状況は、予算現額 2,572,000 円に対する支出済額は 690,631 円で執行率は 26.9%となっている。また、歳出合計は前年度に比し 201,340 円(41.1%)増加している。

款別では、諸支出金が前年度に比し 201,340 円(300.3%)増加している。これは主に、財産区議会議員選挙に伴う一般会計繰出金の増加によるものである。

3) 塩屋財産区

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
令和3年度	2,285,000	2,038,831	0	246,169	89.2
令和2年度	2,602,000	2,362,665	0	239,335	90.8
差引増減	△317,000	△323,834	0	6,834	△1.6

款別支出済額一覧表(前年度比較)

(単位:円、%)

区 分	令和3年度		令和2年度		増減額(C) (A) - (B)	増減率 (C) / (B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
1. 議会費	197,955	9.7	330,239	14.0	△132,284	△40.1
2. 総務費	1,774,876	87.1	1,738,427	73.6	36,449	2.1
3. 諸支出金	66,000	3.2	293,999	12.4	△227,999	△77.6
4. 予備費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	2,038,831	100.0	2,362,665	100.0	△323,834	△13.7

塩屋財産区の主な歳出は、議会費と総務費である。

支出の状況は、予算現額 2,285,000 円に対する支出済額は 2,038,831 円で、執行率は 89.2%となっている。また、歳出合計は前年度に比し 323,834 円(13.7%)減少している。

款別では、議会費が前年度に比し 132,284 円(40.1%)減少している。これは、議員報酬の減少によるものである。また、諸支出金は前年度に比し 227,999 円(77.6%)減少している。これは主に、前年度に行われた財産区議会議員選挙に伴う一般会計繰出金の皆減によるものである。

4) 迫子財産区

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
令和3年度	1,880,000	1,701,082	0	178,918	90.5
令和2年度	2,637,000	2,488,385	0	148,615	94.4
差引増減	△757,000	△787,303	0	30,303	△3.9

款別支出済額一覧表(前年度比較)

(単位:円、%)

区 分	令和3年度		令和2年度		増減額(C) (A) - (B)	増減率 (C)/(B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
1. 議会費	1,011,213	59.5	1,019,928	41.0	△8,715	△0.9
2. 総務費	602,869	35.4	1,136,306	45.7	△533,437	△46.9
3. 諸支出金	87,000	5.1	332,151	13.3	△245,151	△73.8
4. 予備費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	1,701,082	100.0	2,488,385	100.0	△787,303	△31.6

迫子財産区の主な歳出は、議会費と総務費である。

支出の状況は、予算現額 1,880,000 円に対する支出済額は 1,701,082 円で、執行率は 90.5%となっている。また、歳出合計は前年度に比し 787,303 円(31.6%)減少している。

款別では、総務費が前年に比し 533,437 円(46.9%)減少している。これは、主に基金積立金の減少によるものである。また、諸支出金が前年度に比し 245,151 円(73.8%)減少している。これは、前年度に行われた財産区議会議員選挙に伴う一般会計繰出金の皆減によるものである。

7. 財産の状況

各財産区の令和3年度における財産の状況は次表のとおりである。

(1) 土地

(単位: m²)

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	214,435	1,048,437	320,557	1,971,414	3,554,843
決算年度中増減高	△51	0	0	0	△51
決算年度末残高	214,384	1,048,437	320,557	1,971,414	3,554,792

(2) 建物

(単位: m²)

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	0	276	70	111	457
決算年度中増減高	0	0	0	0	0
決算年度末残高	0	276	70	111	457

(3) 基金 (財政調整基金)

(単位: 円)

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	73,253,057	45,767,069	85,539,493	275,952,424	480,512,043
決算年度中増減高	△414,170	△2,061,262	△1,468,233	△104,646	△4,048,311
決算年度末残高	72,838,887	43,705,807	84,071,260	275,847,778	476,463,732

※ 浜島財産区については、保有株式 352 株 176,000 円を含む。

※ 塩屋財産区については、債権(県債) 40,000,000 円を含む。

※ 迫子財産区については、債権(県債) 90,000,000 円を含む。

む す び

以上が令和 3 年度志摩市財産区会計の決算書並びに付属書類を審査した概要である。

各財産区の会計は、概ね適正に実施されている。

財産区とは、市町村及び特別区(以下「市町村」という。)の一部が財産又は公の施設を有することにより一定の既存利益を維持する権利の保全を目的として、一部の地域とその地域内の全ての住民を構成要素とする法律的に認められた特別地方公共団体である。

江戸時代以前からの農耕を中心とした生活共同体として自然発生的に生まれた村で村民の「総有」の財産が生じたと考えられ、農業用の取水、薪炭、山菜の採取などに使用収益されてきた溜池や入会林野等の総有財産が財産区財産の大元とされている。

そして、明治 22 年の市制・町村制施行の際、町村合併を円滑に推進させるため、市町村の一部で財産又は公の施設を有するものを合併後の市町村に帰属させず、その区域を「財産区」として特別の法規制の基で現在まで存続している。

財産区は、その制度の沿革から、旧来の権益の保全という消極的な行為能力を有するにとどまり、財産の保全、利用及び改良等の管理行為並びに売却及び貸付等の処分行為についてのみ行為能力を有し、新たな財産の取得など、いわゆる積極的な行為能力は有しない。財産区には特別の機関はなく、その財産区の属する市町村長及び議会が、財産区の執行機関及び議決機関として権能を行使することとなっており、本市では議決機関として、財産区議会を設置している。

財産区運営の基本原則として、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、当該住民の福祉を増進するとともに財産区のある市町村の一体性を損なわない事が求められている。また、財産区財産の管理及び処分については法令に定めるもののほか、当該財産区を包括する市町村の規定によるものとされており、その範囲での適正な運営に努めなければならない。

浜島財産区においては、地代滞納を理由に賃貸借の契約解除となった複数の「宿泊施設」が財産区の土地に残されたままとなっている。当該建物には借地権が設定され、且つその借地権に担保が設定されている。近い将来、時間の経過とともに施設の再利用は困難となり周辺地域の安全のため取り壊しの必要が想定される。費用負担の主体が市なのか財産区なのかを含め財産区と市の行政上の関係を整理し、来る取り壊しなどに備えて協議が必要であると考えらる。

南張財産区においては、志摩市本会計と同様に財政規律を守る運営に努められたい。

塩屋財産区においては、財産区区有財産の維持管理について志摩市契約規則及び随意契約実施ガイドラインを厳格に遵守することで財産区財産を維持することに努められたい。

なぜなら、現在の管理費支出を続ける限り財政調整基金は近い将来に枯渇することは自明であり、財産区自体、ひいては財産区の存在意義でもある機能を失う恐れがあるからです。

迫子財産区においては、志摩市本会計と同様に財政規律を守る運営に努められたい。